

昭和57年度

新津市青少年健全育成総合対策重点事項

(第三日曜日は家庭の日)

※家庭の日とは、健全な家庭環境づくりをすすめるために昭和41年県の青少年健全育成条例として制定されたものです。

「人の子も 我が子も 注意し合える 明るい家庭、

青少年健全育成についての推進体制対策

1. 新津市青少年問題協議会が、青少年健全育成活動の中核的母体としての機能を果たすよう活動の推進に努める。
2. 各学校区青少年対策推進委員会の機能を充実させるとともに、各町内・部落にも全世帯が参加した青少年健全育成の組織を確立し、活動の拡大を図る。

家庭で実施する対策

- ◎家族だんらんの機会を多くし、子どもの生活態度考え方は握して適切な指導に努める。
- 子どもの持ち物や勉強部屋の状態をは握し、非行や問題行動の未然防止に努める。
- 明るく正しい男女交際の指導に努める。
- バイク等の暴走やシンナー等、薬物乱用の防止について指導し、事故や非行の未然防止に努める。